

平成 29 年 3 月 28 日
運輸安全委員会

第一航空株式会社所属バイキング式DHC-6-400型JA201Dの
航空事故に係る勧告に基づき講じた措置について（完了報告）

平成 27 年 8 月 28 日に栗国空港で発生した第一航空株式会社所属バイキング式DHC-6-400型JA201Dの航空事故について、原因関係者である第一航空株式会社から、当委員会が行った勧告に基づき講じた措置について報告を受けましたのでお知らせします。（別添）

本事故については、平成 28 年 12 月 15 日に事故調査報告書の公表とともに同社に対して勧告を行っていたところです。（参考）

なお、同社からの報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。



第一航空(株)所属バイキング式DHC-6-400型JA201Dの航空事故(H27.8.28)に係る 勧告に基づき講じた措置について (完了報告)

【事故の概要】

第一航空株式会社所属バイキング式DHC-6-400型JA201Dは、平成27年8月28日(金)、旅客輸送のため栗国空港に着陸した際、滑走路を逸脱し、空港外周の柵等に衝突して機体を損傷した。

同機には、機長ほか乗務員1名及び乗客12名(うち、同社職員1名を含む)の計14名が搭乗しており、うち乗務員1名及び乗客10名が軽傷を負った。
同機は中破したが、火災は発生しなかった。



【第一航空株式会社に対する勧告内容】

地上訓練及び飛行訓練の現状を正確に把握し、定められた訓練が適切に実施できるように訓練の体制を改善すること。

【第一航空株式会社からの完了報告】

「地上訓練及び飛行訓練の現状を正確に把握した上での改善策について

- 運航業務実施規則の改正
- 航空機運用規程の改正
- 航空機乗組員等業務実施要領の改正
- 実機訓練の実施

「定められた訓練が適切に実施できるように訓練の体制を改善」について

- 運航乗務員の訓練体制の抜本的見直し
- 運航規程類の再教育
- 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施

運委参第276号
平成28年12月15日

第一航空株式会社
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会
委員長 中橋 和博

第一航空株式会社所属バイキング式DHC-6-400型
JA201Dの事故に係る勧告について

本事故では、副操縦士の航空機システムに関する知識不足が事故発生の一因となった可能性が考えられる。また、不測の事態発生時の機長の対処が不十分であったことが、事故発生に関与した可能性が考えられる。これらについては、貴社が定められた地上訓練及び飛行訓練を適切に行っていなかったためと考えられる。

当委員会は、本事故調査結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、貴社に対し、下記の事項について検討し、必要な措置を講じることを勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

地上訓練及び飛行訓練の現状を正確に把握し、定められた訓練が適切に実施できるように訓練の体制を改善すること。

別 添

第一総第28-31号
平成29年3月24日

運輸安全委員会
委員長 中橋 和博 殿

第一航空株式会社
代表取締役

勧告に基づく「講ずべき措置の完了報告」の提出について

弊社は、平成28年12月15日付 運委参第276号「第一航空株式会社所属バイキング式DHC-6-400型JA201Dの事故に係る勧告について」を受け、勧告のあった事項について検討を行い、必要な措置を講じましたので、ご報告申し上げます。

当該事故後、弊社は大阪航空局の指導を受けつつ安全対策を検討しこれを実施しておりますが、今回の勧告を受け、経営陣及び各部課長等の関係者が再度議論を重ね、必要事項については全社員に徹底を図り、安全対策に万全を期しております。

今回の勧告を真摯に受け止め、経営トップ自らが先頭に立ち、強い意思とリーダーシップをもって、二度とこのような事故を繰り返すことのないよう、安全を最優先とした事業運営に努めてまいります。

講ずべき措置の完了報告

1 勧告の内容

「地上訓練及び飛行訓練の現状を正確に把握し、定められた訓練が適切に実施できるように訓練の体制を改善すること。」

2 講ずべき処置の完了状況

2-1 「地上訓練及び飛行訓練の現状を正確に把握」した上での改善策について

(1) 飛行前ブリーフィング実施要領の規定

運航業務実施規則（その2）第5章5-3-6において飛行目的、操縦士の任務分担、緊急時の対応等、事前確認事項に抜けが無いようにするため、「クルーブリーフィング」を追加して規定した。

（平成28年11月24日付けで承認「阪空運第4652号」）

(2) NWSの確認要領

P TMのセンタリングラッチの作動確認要領を規定するため、航空機運用規程（AOM）第4章 通常操作を改正するとともに、トレーニングマニュアル2-6、2-8、2-12にNWSのセンターラッチの確認方法を追加し、規定化した。

（平成28年11月24日付けで承認「阪空運第4653号」）

(3) 路線訓練中のテイクオーバーの要領及び判断基準の制定

運航業務実施規則（その2）第2章2-2「副操縦士による右席離着陸操縦の実施条件」を「副操縦士およびその候補者による操縦の実施」に改正するとともに航空機乗組員等業務実施要領に第6章「副操縦士による操縦」を新設し、路線訓練中のテイクオーバーの要領及び判断基準を制定した。

（平成28年11月24日付けで承認「阪空運第4652号」）

(4) 実機訓練

① NWSの操作要領

② 教官のテイクオーバー要領

各飛行訓練シラバスにおいて、NWSを使用した操作要領、教官のテイクオーバー要領を明記しており、実機訓練において実施する。

2-2 「定められた訓練が適切に実施できるように訓練の体制を改善」について

(1) 運航乗務員の訓練体制の抜本的見直し

① 訓練審査要領の見直し及び改正

事業改善命令及びJA201D事故再発防止策より、暫定的な訓練審査規程を作成し、航空

局の承認を得て暫定的な飛行教官の養成を行っている。この訓練を基に航空機乗組員訓練審査規程を改正する。(平成29年5月完了予定)

- ② 訓練体制強化のため訓練計画の制定、訓練の進捗状況、技量管理等を担当する訓練課を新設した。(平成28年5月1日完了)
- ③ 訓練課業務実施要領を制定した。(平成28年7月20日完了)
- ④ 教官の訓練資料の充実のため、インストラクターズ・ガイド、路線訓練ガイド、地上教官任用訓練資料及び飛行教官任用訓練資料を制定した。(平成28年11月2日付けで承認「阪空運第4233号」)

(2) 運航規程類の再教育

平成28年8月28日に、航空機運用規程等の内容についての再教育及び規定事項を遵守することの重要性を再教育した。

その後改正した運航業務実施規則(その2)及び航空機運用規程(AOM)については平成28年12月1日に再教育した。

現在改正中である航空機乗組員訓練審査規程については、改正完了次第教育する。

(3) 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育

- ① “安全が最優先である”との社長訓話を発表(平成28年3月11日発表)し、平成28年3月24日に沖縄事業本部朝礼時に社長訓示を行い、平成28年3月14日回覧及び掲示にて通知した。

さらに、八尾事業本部及び沖縄事業本部において各部門社員全員が参加する朝礼時に「安全の維持及び向上を会社の最優先事項とする」との唱和を実施する取り組みを継続している。

- ② 平成28年5月18日に経営者、管理職、一般社員単位で、各職域に応じた内容により、役職員全員に対する1回目の安全意識の向上及びコンプライアンスに関する教育が完了した。
- ③ 平成28年6月14日付けで安全教育訓練実施規則を制定し、四半期毎のリカレント訓練を定め、引き続き定期的に安全意識の向上及びコンプライアンスに関する教育を実施している。